

ゼロカーボン北海道推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けて、関係者が目指す姿を共有し、連携・協働しながら、脱炭素化に向けた効果的な取組を進め、全道に拡大することを目的として、ゼロカーボン北海道推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。

- (1) 脱炭素化に向けた情報の共有、発信及び普及啓発に関するこ
- (2) 脱炭素化に向けた取組の検討、実施及び拡大に関するこ
- (3) 脱炭素化に向けた調査及び研究に関するこ
- (4) その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、経済、金融、エネルギー、消費者などの団体等から構成する。

- 2 協議会に、座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、あらかじめ座長の指名するものが、その職務を代理する。
- 5 専門的な事項を検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。
- 6 専門部会には、部会長を置き、部会長は座長が指名する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外のものの出席を求め、説明または意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会及び専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年12月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年12月5日から施行する。

ゼロカーボン北海道推進協議会 名簿

(令和7年12月5日現在)

分 野	構成員
学識経験者	北海道大学大学院環境科学院 教授 山中 康裕
	北海道大学大学院工学研究院 教授 石井 一英
経済	北海道経済連合会
	北海道経済同友会
	(一社) 北海道商工会議所連合会
	北海道商工会連合会
	北海道中小企業団体中央会
	北海道商店街振興組合連合会
	(一社) 北海道中小企業家同友会
	(株) 北海道新聞社
産業	北海道農業協同組合中央会
	ホクレン農業協同組合連合会
	北海道森林組合連合会
	北海道木材産業協同組合連合会
	北海道漁業協同組合連合会
	(一社) 北海道建設業協会
	(公社) 北海道観光振興機構
	(一社) 北海道IT推進協会
	(一社) 北海道機械工業会
	(一社) 日本旅行業協会 北海道支部
金融	(一社) 全国旅行業協会 北海道支部
	(株) 北洋銀行
	(株) 北海道銀行
	(一社) 北海道信用金庫協会
	(一社) 北海道信用組合協会
運輸	(株) 日本政策投資銀行
	(公社) 北海道トラック協会
	(一社) 北海道バス協会
エネルギー	(一社) 北海道ハイヤー協会
	北海道電力(株)
家庭	北海道ガス(株)
	(一社) 北海道消費者協会
行政	(一社) 北海道町内会連合会
	北海道市長会
	北海道町村会
オブザーバー	北海道
	北海道地方環境事務所
	北海道経済産業局
	北海道運輸局
	北海道開発局
	北海道農政事務所
	北海道森林管理局
(公財) 北海道環境財団	

※座長、事務局の協議により構成員を適宜追加。